

子供の貧困対策について（ヤングケアラー支援含む）

《課題》

- 福祉、医療、教育等の関係機関との連携
- 相談体制の充実
- 教職員、児童生徒への周知と認知度の向上

《施策の方向性》

- ヤングケアラーの支援体制の構築・周知
- 研修会の充実及び啓発資料の作成
- スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）の計画的な配置
- 庁内連絡調整会議における、施策の方向性の検討等

※庁内連絡調整会議：健康福祉部を中心とした庁内組織

（健康福祉指導課・児童家庭課・子育て支援課・学事課・教育庁など）

《これまでの会議での主なご意見》

- 認知が非常に困難であると思われることから、実態把握のところからまずしっかり進めていかなければならない。
- 困った時に人に助けを求めることができる力、被援助志向性や受援力を身に付けていくような試みが重要。
- 学習保障や同じような境遇の子供たちが共有できるような場を持ち、そこに安心できる大人がいて相談できるような場所があるといい。
- 子供が学びの機会を失わないことが非常に大事。
- 育児と違い、家族の介護について話をするのは（子供にとって）多分恥ずかしいこと。子供の心理で考えて大人の物差しで見ないことが、問題が起きる前に芽を摘んでいくことにつながる。
- 子供の貧困も含めて、様々な相談に関して、まさに「そっと」相談できるような窓口を作り、それがしっかりと届くようにしていく。
- 未就園児や無園児の実態把握とその先の保健や福祉、教育分野と連携したアウトリーチを見据えてほしい。
- ヤングケアラー以外の貧困、貧困には結び付かないヤングケアラーなど、場面に応じた対処をお願いしたい。

1 令和5年度実績

【支援体制の充実】

(1) ヤングケアラー支援体制構築事業

・ヤングケアラー・コーディネーターの配置

民間団体に委託し、社会福祉士等の資格を有するコーディネーターを配置した相談窓口を設置。子供を始め、関係機関からのヤングケアラーに関する相談に対応するとともに、必要に応じて適切な支援につなげている。

相談窓口：千葉県ヤングケアラー総合相談窓口「アトリエ」

相談方法：SNS相談、メール、電話

受付時間：平日 9:00～17:00（土日祝、年末年始を除く）

・ピアサポート・オンラインサロンの設置

専門スタッフの同席のもと、当事者同士が集まって悩みや経験について相談・共有し、適切な支援につなげる機会を設ける。また、より気軽に相談できるようオンラインによる相談等を本年1月から開始し、毎月1回開催。

(2) 課題を抱える高校生の居場所設置・相談支援事業（居場所カフェ）

令和4年度から事業を開始した5校に加え、令和5年度から新たに5校（関宿、佐倉南、多古、大原、館山総合）で開始し、現在、県内10校において開催している。

(3) 支援につなぐガイドブック作成

学校等の現場で気付いた貧困を適切な支援につなぐため、各種支援制度や相談先等を記載したガイドブックを関係機関へ配付。

(4) 子どもの貧困に気づくためのチェックシートの活用

令和2年度に作成したチェックシートについて、県立高校を対象に実施した使用状況の調査結果等を用いてチェックシートのブラッシュアップ作業を実施（令和6年度更新予定）。

(5) 相談体制の充実

・SCやSSWの計画的な配置

SC … 全公立小中学校と県立高校 105 校、特別支援学校 1 校及び教育事務所等 6 カ所に配置

SSW … 公立小中学校に 18 校、県立高校に 21 校、5 カ所の教育事務所に 3 名ずつの合計 54 名を配置。

○SC、SSWの相談件数（※令和5年4月～12月まで）

・「ヤングケアラー」に関するSCへの相談件数 198 件

・「ヤングケアラー」に関するSSWへの相談件数 1,189 件

○SSWへの相談内容、事例（ヤングケアラーに関すること）

・経済的に困窮しており、精神的な疾患のある母親のヤングケアラーであるために登校がままならなかった高校生について、関係機関との連携を図り生活環境を整えた結果、登校状況等にも改善がみられ、学校生活の継続が可能となった。

- ・ SNS相談の充実

- 相談件数は前年度より大幅に増加
- 火・木・日 18 時開始前に登録者全員にオープンメッセージを送信

- ・ その他

- 各学校に対して、教育相談の内容やアンケートに、ヤングケアラーを発見しやすい項目を加筆してもらうよう依頼
- 児童生徒向け啓発資料を配付し、ヤングケアラー相談窓口（ケアラー本人や関係者が個別に相談可）を周知

(6) 「SOSの出し方教育」の充実

既存の教材（県教委作成）を活用して児童生徒への指導を行うとともに、SOSの出し方や受け止め方に係る啓発動画を、児童生徒、保護者、教職員のそれぞれを対象に作成し、児童生徒用教材の充実を図るとともに、保護者及び教職員の理解を深められるように YouTube 上で配信している。

【研修会の充実及び啓発資料の作成】

(7) ヤングケアラー関係機関職員研修

- 福祉・教育・介護・医療等の関係機関の職員に対し、ヤングケアラーに関する理解を深め、支援力の向上を図る研修を実施
- 幅広くヤングケアラーに関する見識を深めてもらうため、学校や市町村等で研修が開催できるように講師を派遣

(8) ヤングケアラー広報啓発

ヤングケアラーの社会的認知度の更なる向上を目的として、中学・高校生などと親和性が高い SNS 等の媒体を活用し、効果的な広報啓発を実施

(9) 啓発資料の作成や教員研修の充実

- 教職員研修資料（学校人権教育指導資料第 43 集）に「ヤングケアラー」への対応について取り上げ、公立幼稚園、こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高校、特別支援学校の教職員に配付
- 人権教育担当者の研修で「ヤングケアラー」の講演を実施し、SSWとの連携協力、関係機関との連携について取り上げた。
- 児童家庭課の実施するヤングケアラーアドバイザー派遣事業の周知を行い、積極的な活用を促した。
- 講座やアドバイザーの派遣を通じて、チェックリストや教育相談でヤングケアラーが発覚した後の対応についての研修を充実させた。

2 令和6年度新規・拡充事業

【実態把握】

(1) こどもの生活実態調査【新規】

こどもの貧困対策を総合的に推進するため、こどもの貧困に係る実態や課題の把握等を行う実態調査を実施する。

[調査項目] 貧困の状況にあるこどもや家庭の状況の把握
施策の認知度、利用度、利用意向に関する項目 等

【支援体制の充実】

(2) こども食堂サポートセンター事業【新規】

こどもに無料または安価で食事や団らんの場を提供するこども食堂の自立的な活動を推進するため、地域におけるこども食堂間のネットワークの構築等を支援する。

(3) 相談体制の充実

・ S C や S S W の計画的な配置

S C … 全公立小中学校、全県立高校 121 校、県立特別支援学校 5 校及び教育事務所等 6 カ所に配置

※小学校について配置日数を拡充

(小学校：隔週配置 384 校→510 校、月 1 回配置 252 校→126 校)

S S W … 地区ごとの公立学校に 39 名、5 カ所の教育事務所に 4 名ずつ、各地区中学校区におけるスクリーニング検証で配置 5 名、合計 64 名を配置

・ S N S 相談の充実

相談対象者として、これまでの中学・高校生に加え、新たに小学校 4～6 年生を対象とする